

子ども・子育て支援金 Q&A

令和 7 年 12 月

Q1 子ども・子育て支援金制度とは？

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

本制度は、歳出改革や規定予算の活用を最大限図った上で、令和 8 年度から 10 年度にかけて段階的に構築する、少子化対策のための特定財源になります。

当該支援金は、児童手当の拡充など法律で定めた子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てられるものであり、医療保険料とは区分された仕組みとなっています。

こうした仕組みであるため、今後の料率も高齢化等に伴って上昇する傾向にある医療・介護保険料のように、当面自然に上昇していくことが想定されるものではありません。

Q2 被用者保険に一律の支援金率が示されるのか？

医療保険者が徴収する支援金については、実務上、国が一律に示すこととなっています。健保組合等が行う支援金の徴収は、代行徴収的な位置づけのため、健保組合や協会けんぽ等の被用者保険間で支援金率に格差が生じることのないよう、国が一律に示し、原則、その率で徴収されます。

Q3 子ども・子育て支援金率の設定は？

国からは 1 月に一律の支援金率などが告示される予定です。それに基づき最終的に予算編成し組合会(2 月開催)の議決を経て決定されることになります。現時点の見込として健康保険組合連合会が試算した一律の支援金率は 0.24% となっています。国から一律の支援金率が示されるまでの参考としてください。

(目安として、標準報酬月額 20 万円で月 480 円、30 万円で 720 円、50 万円で 1,200 円を負担)

Q4 負担割合は折半か？

負担割合は労使折半になります。

Q5 子ども・子育て支援金の徴収の開始時期はいつからか？

令和 8 年 4 月 1 日から開始されます。令和 8 年 4 月分健康保険料と合わせて子ども・子育て支援金の徴収が開始されます。

Q6 任意継続被保険者の子ども・子育て支援金の徴収の開始時期はいつからか？

任意継続被保険者の方も令和 8 年 4 月 1 日から徴収が開始されます。

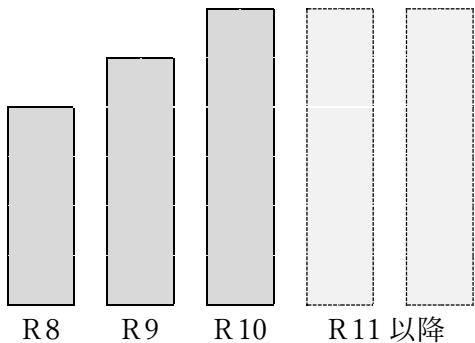
ただし、令和 8 年度分の任意継続保険料を令和 7 年度中に前納される場合は、子ども・子育て支援金が合わせて徴収となります。

裏面へ

Q7 今後、一律の支援金率はどう推移する見込みか？

子ども・子育て支援納付金の総額が、法令上、令和8年度から10年度にかけて増えていきます。健康保険組合連合会の試算では、一律の支援金率は0.24%程度からスタートし、令和10年度には0.4%程度と段階的に上がっていくと見込んでいます。

<支援金率・支援金の負担イメージ>



○支援金額の計算方法

(標準報酬月額×支援金率=毎月の支援金額)

〔参考〕各年度における支援納付金の総額
(医療保険制度全体で)

R8年度…約6,000億円規模

R9年度…約8,000億円〃

R10年度…約1兆円〃

Q8 賞与は対象となるのか？

賞与も対象となります。

Q9 支援金の徴収が免除されるケースは？

子ども・子育て支援金は保険料と位置づけられたため、一般保険料や介護保険料と同様に、産休中や育休中の方は、子ども・子育て支援金の徴収が免除されます。

また、海外赴任中の被保険者であっても、子ども・子育て支援金は拠出いただく必要がございます。

Q10 給与明細に子ども・子育て支援金を表示する必要はあるか？

こども家庭庁の事務連絡(2025.6.18)において、被保険者から保険料を徴収する際に保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務ではありませんが、支援金制度の社会全体で子ども・子育て世帯を応援する趣旨を踏まえて、給与明細書にその内訳を示す取組について、ご理解・ご協力をお願いする、とされています。

また、給与明細書に内訳を示すことが難しい場合も、保険料の一部に支援金が含まれることについて、被保険者に周知をお願いしたい、としています。

なお、上記につきましては、こども家庭庁より経団連等の事業主団体を通じて企業等に依頼しています。

※令和7年12月1日時点での健康保険組合連合会からの情報等により作成しています。